

観光に関する統計の整備

(観光庁作成資料)

観光に関する統計の整備について

統計・調査名(主体)	調査概要	統計整備の取り組み状況
旅行・観光消費動向調査 (観光庁)	【調査周期】毎四半期 【対象】日本在住の国民 【標本数】25,000人(年間:四半期毎に12,500人で同一対象者に年2回聴取) 【調査方法】郵送調査 【調査内容】旅行実績、観光消費額等	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に調査対象者数を7,500人から25,000人に拡大。 平成22年分から海外旅行実施分に関しても消費額等を聴取。
宿泊旅行統計調査 (観光庁)	【調査周期】毎四半期 【対象】全国宿泊施設 【標本数】約20,000施設(四半期あたり) 【調査方法】郵送調査 【調査内容】宿泊人数、客室稼働率等	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度から従業員10人以上の施設に加え、10人未満の施設にも調査対象を拡大。 具体的には、従業員5～9人施設は、3分の1抽出、従業員4人以下の施設は9分の1抽出(従業員10人以上施設は悉皆調査)
全国観光入込客統計 (都道府県)	【調査周期】毎四半期 【対象】観光地点、観光地点訪問観光客 【標本数】自治体により様々 【調査方法】聞き取り調査・対面調査 【調査内容】観光入込客数、観光消費単価等	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」を策定し、各都道府県に対して供用済み。
観光サテライト勘定 (TSA)	【作成周期】毎年 【作成方法】旅行・観光消費動向調査の結果を用いて推計 【集計表の種類】 訪日外国人による国内観光消費 日本国民による国内観光消費 日本国民による海外観光消費 観光市場別観光消費 観光産業及びその他産業の生産勘定 観光供給及び内部観光消費(国際基準・独自基準) 観光産業による雇用	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年(2009年)分、平成22年分(2010年)分につき作成済み。

宿泊調査、旅行・観光調査に関する基幹統計化の検討について

- 現在、観光庁においては、宿泊旅行統計調査並びに旅行・観光消費動向調査以外にも外国人旅行者に関する実態把握を目的として、訪日外国人消費動向調査(平成22年より)を実施している。また今年度より経済センサスのタイミングにあわせ、新たに観光地域経済調査を始めることとなった。
- 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査については、「観光統計の整備に関する検討懇談会」での指摘等を踏まえ、調査の拡充等を行った上で基幹統計化の検討を行うべきとの結論を得ている。
- 他方、宿泊旅行統計調査については、施設の規模毎に適切な層化抽出を行う観点から、その手法の見直しに関する議論が依然としてある。また、旅行・観光消費動向調査についても、公表の早期化やマーケティングデータとしての利活用の観点から、運用や集計等の見直しに関する議論があり、両調査とも、統計の継続性に留意しながら、整備を図っている段階である。
- 基幹統計化にあたっては、前述の両統計調査の基幹統計化に関する検討がある一方、1の各統計調査を一般統計調査として実施し、それらを基に作成する統計(例えば、旅行・観光サテライト勘定等)を基幹統計化する考え方もあり、今後、観光地域経済調査の実施状況を鑑み、引き続き検討すべきとの結論を得たため、現時点での基幹統計化については時期尚早である。
- なお、宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査については、引き続き見直しについて議論を行っており、今年度実施する観光地域経済調査は、周期的な調査ではなく、1回限りの統計調査という位置づけである。また、旅行・観光サテライト勘定についても、作成方法、運用方法について、UNWTO(世界観光機関)を中心に依然として議論がなされており、観光統計全体として整備を図っている段階である。
- よって、今後は、有識者によって構成される観光統計検討会を中心に、基幹統計化の是非も含め、より詳細に検討して最終的な結論を導く予定である。